

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名： 新明和工業株式会社（法人番号：7140001082323）
業者の住所： 兵庫県宝塚市新明和町1-1
- 2 指名停止措置期間： 令和7年7月22日から
令和7年9月21日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲： 北海道（帯広防衛支局長の指名停止措置対象区域を除く。）
- 4 事 実 概 要： 上記有資格者は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領（抄）
付表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2月以上9月以内